

「平成31年度三重県食品監視指導計画(案)」及び「平成31年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画(案)」に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 平成31年2月15日(金)から3月18日(月)
- 2 意見募集計画 (1)平成31年度三重県食品監視指導計画
(2)平成31年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画
- 3 お寄せいただいたご意見等 8件

(1)平成31年度三重県食品監視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方

| 整理番号 | 該当項目 | 意見の概要 | 県の考え方 | 担当課 |
|------|---|--|---|-------|
| 1 | II 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 1-3 施設への立ち入り調査に関する事項 | 衛生管理などを監視するにあたり、3つのランクに分類し、その監視頻度を見直し、とあります。HACCPに沿った衛生管理の導入支援を重点的に実施する必要からの見直しとされていますが、その頻度を見ると回数が減っています。消費者視点に対して、回数減にいたる経過説明をわかりやすくしていただくよう要望します。 | HACCPの導入は多くの事業者にとって大きな負担となるため、食品衛生法改正に伴うHACCPに沿った衛生管理の導入支援として、食品等事業者に向けた周知や説明会の開催等を計画するほか、通常の監視や窓口業務においても、個別に相談対応を行います。 これらの状況を考慮し、HACCPの導入支援を重点的に行うため、従来の監視体制にとらわれないこととしました。 一件一件丁寧な対応を行うことで、制度の円滑な導入につなげ、食の安全・安心の向上を図ります。 | 食品安全課 |
| 2 | II 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 1-3 施設への立ち入り調査に関する事項 | また、HACCPについて用語説明に記載されていますが、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が導入されるとどうなのか、HACCPについてわかりやすく明記していただくと、回数が減った理由が理解しやすくなるのではないのでしょうか。 | 「VII 用語の説明」にHACCP制度化の概要として次のとおり記載しました。 平成30年6月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、2年を超えない日までに、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うことが制度化されました。食品等事業者には、事業の規模や内容等に応じて「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかを行うことが義務付けられます。 (参考) HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000483069.pdf | 食品安全課 |
| 3 | V 食品の適正表示に関する取組 | 平成30年度三重県食品監視指導計画に基づく監視指導の実施結果(4~9月分)において、監視施設数のうち、農産物直売所(朝市・青空市等)の不適合施設数が52件中36件(69%)と非常に多いと思われます。経年変化はどうなっているのでしょうか。監視やコンプライアンス指導によって、不適合数は減少しているのでしょうか。また、不適合数が多いことに対して考えられる要因、有効な対策などあれば教えてください。 | 農産物直売所・青空市等を対象とした、食品表示監視指導の経年変化は下記の表のとおりとなり、ほぼ横ばいの状況が続いております。 平成27年度:175施設中不適合123件(70.3%) 平成28年度:194施設中不適合125件(64.4%) 平成29年度:201施設中不適合148件(73.6%) 平成32年3月31日までは新制度に基づく表示切り替えの猶予期間であり、現場においては新旧制度の混同による表示誤りが散見されます。また、農産物直売所に出品する加工食品の製造者等の多くが個人事業者であり、取引先を通さず農産物直売所へ商品が直接持ち込まれるケースが多くあることから、表示のチェック体制が整っていないことも要因と考えられます。 今後の有効な対策として、啓発パンフレット等の配布による注意喚起、農産物直売所に対象者を絞った表示に関する講習会の実施を進めてまいりたいと考えております。 | 食品安全課 |
| 4 | VI 食の安全・安心の相互理解に関する取組 | ホームページも大変入りやすくなり、三重県食品監視指導計画もわかりやすくなりました。消費者はメディアやSNSなどの情報、特に風評等の影響を受けやすくなっています。そこで、消費者が食の安全について正しく判断できるよう、引き続き消費者への正しい情報の提供と啓発をお願いします。 | 引き続き、講習会や県ホームページなどを通じて消費者への情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーションの推進を図っていきます。 | 食品安全課 |
| 5 | その他 | 監視計画の実施結果の中の「環境汚染物質検査結果」において、PCBなど略語が使われていますが、正式名称含めて、消費者に分かりやすく注釈をつけていただくことを希望します。 | 「VII 用語の説明」に環境汚染物質の説明として次のとおり記載しました。 産業活動等によって生じ、環境中に排出されると生態系に悪影響を与える可能性がある化学物質。農畜水産物に蓄積されたポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機スズ化合物(TBTO、TPTC)、有害金属などの環境汚染物質を摂取すると、人の健康に影響を与えるおそれがあります。 | 食品安全課 |

(2) 平成31年度三重県農畜産物安全確保監視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方

| 整理番号 | 該当項目 | 意見の概要 | 県の考え方 | 担当課 |
|------|---|--|---|-------|
| 1 | IV 家畜伝染病予防のための監視指導 2. 監視指導の内容 (2) BSEについて | 県内で飼育されている牛が死亡した場合、平成30年度までは48ヶ月齢以上すべての死亡牛についてBSEを検査とありますが、平成31年度では96ヶ月齢以上となっています。変更になった根拠をおしえてください。 | 家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、平成31年4月1日から、通常の死亡牛のBSE検査対象月齢が48か月齢から96か月齢以上に変更となりました。但し、起立不能を示す死亡牛は48か月齢以上、BSEを疑う症状のある牛の検査は全月齢において実施することとなっており、従前と変更がありません。 | 畜産課 |
| 2 | V 動物用医薬品に係る監視指導 | 抗生物質やワクチン等の使用については、消費者は人体への影響を懸念します。動物用医薬品に係る監視指導について、使用制限や使用状況の更なる監視指導をすすめることを要望します。 | 抗生物質やワクチン等は獣医師の指示の下で家畜に使用されています。生産者に対して①動物用医薬品の適正使用を徹底、②使用記録の作成、③出荷時に使用記録の確認により誤って休薬期間中に出荷することの未然防止を徹底させることにより、より一層安全な畜産物の生産につながるよう監視指導をすすめていきます。 | 畜産課 |
| 3 | その他 | 平成30年度三重県農畜産物安全確保監視指導計画のp3, 1(1)対象「農薬取締法第8条に基づき」とあります。平成31年度では、p4, 1, (1)「農薬取締法第17条に基づき」になっていますが、取締法が変わったのでしょうか。 | ご指摘のとおり、農薬取締法は、平成30年12月1日に改正され、販売所の届出に関する条項は、第8条から第17条に変更されています。 | 農産園芸課 |

問い合わせ先 三重県 農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班
〒514-8570 津市広明町13番地
電話番号 059-224-3154 ファックス番号 059-223-1120
メールアドレス shokua@pref.mie.lg.jp